

東彼杵町告示第30号

東彼杵町保健対策推進協議会設置要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年3月31日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町保健対策推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

(東彼杵町保健対策推進協議会設置要綱の一部改正)

第1条 東彼杵町保健対策推進協議会設置要綱(昭和58年告示第31号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 協議会の庶務に関する事項については、東彼杵町 <u>こども健康課</u> において、処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務に関する事項については、東彼杵町 <u>健康ほけん課</u> において、処理する。

(東彼杵町高齢者・障害者住宅改造成事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 東彼杵町高齢者・障害者住宅改造成事業補助金交付要綱(平成9年告示第56号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助金の対象及び補助額)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、本町に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、当該世帯員の直近の住民税及び前年の所得税が課税されている世帯を除く。</p> <p>(1) <u>介護保険法第123号</u>第45条に定める居宅介護住宅改修費、又は同法第57条に定める介護予防住宅改修費の保険給付を受ける者で65歳以上の者(単身高齢者世帯に限る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>様式第4号</u> (略)</p>	<p>(補助金の対象及び補助額)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、本町に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、当該世帯員の直近の住民税及び前年の所得税が課税されている世帯を除く。</p> <p>(1) <u>介護保険法</u>第45条に定める居宅介護住宅改修費、又は同法第57条に定める介護予防住宅改修費の保険給付を受ける者で65歳以上の者(単身高齢者世帯に限る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>様式第4号</u> (略)</p>

(東彼杵町放課後児童対策事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 東彼杵町放課後児童対策事業補助金交付要綱(平成13年告示第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第5号(第4条関係)</u> (略)	<u>様式第5号(第4条関係)</u> (略)
<u>様式第6号(第4条関係)</u> (略)	<u>様式第6号(第4条関係)</u> (略)
<u>様式第7号(第5条関係)</u> (略)	<u>様式第7号(第5条関係)</u> (略)

(東彼杵町介護保険事業計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第4条 東彼杵町介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成14年告示第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務局)</p> <p>第7条 委員会の事務を処理するため、<u>長寿ほけん課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は<u>長寿ほけん課長</u>の職にある者とし、事務局員は<u>長寿ほけん課</u>の職員をもって充てる。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第7条 委員会の事務を処理するため、<u>健康ほけん課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は<u>健康ほけん課長</u>の職にある者とし、事務局員は<u>健康ほけん課</u>の職員をもって充てる。</p>

(東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年告示第91号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(東彼杵町成年後見審判申立審査会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 審査会の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>長寿ほけん課長</u></p> <p>(4) <u>町民課社会福祉係長</u></p> <p>(5) <u>長寿ほけん課長寿支援係長</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第15条 審査会の庶務は、<u>町民課社会福祉係</u>において処理する。</p>	<p>(東彼杵町成年後見審判申立審査会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 審査会の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(3) <u>町民課福祉係長</u></p> <p>(4) <u>健康ほけん課健康推進係長</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第15条 審査会の庶務は、<u>町民課福祉係</u>において処理する。</p>

(東彼杵町重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱の一部改正)

第6条 東彼杵町重度障害者等住宅改修費給付事業実施要綱(平成18年告示第102号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第4号(第8条関係)</u> (略)	<u>様式第4号(第8条関係)</u> (略)

(東彼杵町重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正)

第7条 東彼杵町重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年告示第103号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第4号(第7条関係)</u> (略)	<u>様式第4号(第7条関係)</u> (略)



(東彼杵町障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第8条 東彼杵町障害者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第106号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第5条 事業の対象者は、本町にその者又はその者の保護者が町内に居住地(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。)を有する障害者及び障害児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第1号から第3号に該当し、第4号及び前号に該当しない18歳未満の障害児(依頼の変更)</p> <p>第15条 町長は、第13条による届出を受理したとき及び前条による取消しを行ったときは、事業者に変更内容を通知するものとする。</p> <p>(委託料)</p> <p>第18条 町長は、第3条第2項の規定による委託料として、第16条に定める費用の前条に規定する利用者負担金を差し引いた額を事業者に支払うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>様式第2号(第4条関係) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第5条 事業の対象者は、本町にその者又はその者の保護者が町内に居住地(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。)を有する障害者及び障害児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第1号から第3号に該当し、第4号及び第5号に該当しない18歳未満の障害児(依頼の変更)</p> <p>第15条 町長は、第13条による届出を受理したとき及び第14条による取消しを行ったときは、事業者に変更内容を通知するものとする。</p> <p>(委託料)</p> <p>第18条 町長は、第3条第2項の規定による委託料として、第16条に定める費用の額から第17条に規定する利用者負担金を差し引いた額を事業者に支払うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>様式第2号(第4条関係) (略)</p>

様式第4号 (第4条関係)  
(略)

様式第4号 (第4条関係)  
(略)

(東彼杵町指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱の一部改正)

第9条 東彼杵町指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱（平成18年告示第133号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指導等の実施体制)</p> <p>第7条 指導等の実施体制は、<u>長寿ほけん課ほけん年金係</u>の職員（以下「指導監査職員」という。）をもって編成するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めると認める場合はこの限りでない。</p>	<p>(指導等の実施体制)</p> <p>第7条 指導等の実施体制は、<u>健康ほけん課介護保険係</u>の職員（以下「指導監査職員」という。）をもって編成するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めると認める場合はこの限りでない。</p>

(東彼杵町障害者更生訓練費支給要綱の一部改正)

第10条 東彼杵町障害者更生訓練費支給要綱（平成18年告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第2号（第5条関係）</u> (略)	<u>様式第2号（第5条関係）</u> (略)

(東彼杵町身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の一部改正)

第11条 東彼杵町身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱(平成18年告示第131号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第4号(第7条関係)</u> (略)	<u>様式第4号(第7条関係)</u> (略)
<u>様式第5号(第7条関係)</u> (略)	<u>様式第5号(第7条関係)</u> (略)

(東彼杵町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部改正)

第12条 東彼杵町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成18年告示第132号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(助成対象者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる者は、次の各号の条件を全て満たす者でなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転免許（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。以下同じ。）証（以下「免許証」という。）を有する者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>様式第2号（第7条関係）</u> (略)</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> (略)</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる者は、次の各号の条件を全て満たす者でなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転免許（<u>道路交通法</u> <u>第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。以下同じ。）証（以下「免許証」という。）を有する者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>様式第2号（第7条関係）</u> (略)</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> (略)</p>

(東彼杵町地域包括支援センター設置要綱の一部改正)

第13条 東彼杵町地域包括支援センター設置要綱(平成19年告示第47号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第2項の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、東彼杵町地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称等)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 東彼杵町彼杵宿郷706番地4(東彼杵町保健センター内)</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の4第2項の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、東彼杵町地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称等)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 東彼杵町蔵本郷1850番地6(東彼杵町役場健康ほけん課内)</p>

(東彼杵町地域包括支援センター運営協議会要綱の一部改正)

第14条 東彼杵町地域包括支援センター運営協議会要綱(平成19年告示第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 運営協議会の庶務は、 <u>長寿ほけん課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 運営協議会の庶務は、 <u>健康ほけん課</u> において処理する。



(東彼杵町町要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部改正)

第15条 東彼杵町町要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成19年告示第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、<u>こども健康課長の職</u>にある者をもって充て、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。 (実務者会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 座長は、<u>こども健康課長の職</u>にある者をもって充ててる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(個別ケース検討会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 座長は、<u>こども健康課子育て支援係長の職</u>にある者をもって充ててる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(調整機関)</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、<u>町民課長</u>の職にある者をもって充て、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。 (実務者会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 座長は、<u>町民課福祉係</u>の職にある者をもって充ててる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(個別ケース検討会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 座長は、<u>健康ほけん課健康推進係</u>の職にある者をもって充ててる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(調整機関)</p>

第8条 町長は、法第25条の2第4項の規定による要保護児童  
対策調整機関（以下「調整機関」という。）としてこども健康課  
\_\_\_\_\_を指定する。

2 (略)

第8条 町長は、法第25条の2第4項の規定による要保護児童  
対策調整機関（以下「調整機関」という。）として町民課福祉係  
及び健康ほけん課健康推進係を指定する。

2 (略)

(東彼杵町町民集いの広場の運営者の選定に関する要綱の一部改正)

第16条 東彼杵町町民集いの広場の運営者の選定に関する要綱(平成21年告示第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、東彼杵町町民集いの広場事業実施要綱(平成21年告示第7号)以下「実施要綱」という。)第2条第2項の規定に基づき、町民集いの広場事業を運営する者(以下「運営者」という。)について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。</p> <p>(選定委員会の組織)</p> <p>第9条 選定委員会は次の職にある者を委員として組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>こども健康課長</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 選定委員会の庶務は、<u>こども健康課子育て支援係</u>において処理する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、東彼杵町町民集いの広場事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第2条第2項の規定に基づき、町民集いの広場事業を運営する者(以下「運営者」という。)について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。</p> <p>(選定委員会の組織)</p> <p>第9条 選定委員会は次の職にある者を委員として組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>健康ほけん課長</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 選定委員会の庶務は、<u>町民課福祉係</u>において処理する。</p>

(東彼杵町高齢者サービス調整チーム設置要綱の一部改正)

第17条 東彼杵町高齢者サービス調整チーム設置要綱(平成21年告示第37号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(構成)</p> <p>第4条 調整チームの委員(以下「委員」という。)は、次の者で構成し、町長が委嘱、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>長寿ほけん課長</u></p> <p>(5) <u>長寿ほけん課長寿支援係担当者</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 調整チームの庶務は、<u>長寿ほけん課長寿支援係</u>において処理する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 調整チームの委員(以下「委員」という。)は、次の者で構成し、町長が委嘱、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>町民課長</u></p> <p>(5) <u>町民課福祉係</u> 担当者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 調整チームの庶務は、<u>町民課福祉係</u>において処理する。</p>

(東彼杵町社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減措置補助金交付事業実施要綱の一部改正)  
第18条 東彼杵町社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減措置補助金交付事業実施要綱(平成21年告示第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第9号(第18条関係)</u> (略)	<u>様式第9号(第18条関係)</u> (略)

(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等事務取扱要領の一部改正)

第19条 東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等事務取扱要領(平成22年告示第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 国民健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)の交付対象者について(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等要綱(平成22年告示第24号)以下「要綱」という。)第2条第2項関係)第2条第2項の判定基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「納付相談又は指導にいつこうに<del>応じよう</del>としない者」とは、過去1年間に、訪問、電話督促及び文書催告等の接触機会を持ったにもかかわらず、いつこうに納付相談に<del>応じよう</del>としない者とする。</p> <p>(2) 「納付相談又は指導において取り決めた保険税納付方法を誠意をもって履行しようとし<del>ない者</del>」とは、納付誓約書に基づく分割納付を3回以上履行しない者とする。</p> <p>7 被保険者証の返還及び資格証明書交付までの手順等</p> <p>世帯主に被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付しようとするときは、あらかじめ、納付相談等の経過及び実態調査等を記録した調査書(様式第1号)を作成するとともに、次の書面を世帯主に通知するものとする。</p>	<p>1 国民健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)の交付対象者について(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等要綱(平成21年東彼杵町告示第5号)以下「要綱」という。)第2条第2項関係)第2条第2項の判定基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「納付相談又は指導にいつこうに<del>応じよう</del>としない者」とは、過去1年間に、訪問、電話督促及び文書催告等の接触機会を持ったにもかかわらず、いつこうに納付相談に<del>応じよう</del>としない者とする。</p> <p>(2) 「納付相談又は指導において取り決めた保険税納付方法を誠意をもって履行しようとし<del>ない者</del>」とは、納付誓約書に基づく分割納付を3回以上履行しない者とする。</p> <p>7 被保険者証の返還及び資格証明書交付までの手順等</p> <p>世帯主に被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付しようとするときは、あらかじめ、納付相談等の経過及び実態調査等を記録した調査書(様式第1号)を作成するとともに、次の書面を世帯主に通知するものとする。</p>

(1) 保険税を滞納していること及びそれに対する措置を明記した国民健康保険税納付相談通知書（様式第2号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療等に関する届（様式第3号）及び特別の事情に関する届（様式第4号）を送付する。

(2)・(3) [略]

(4) 様式第3号、様式第4号及び様式第6号の各提出期限は、通知の日から10日以内とする。

様式第7号（7関係）

(略)

様式第8号（7関係）

(略)

様式第11号（11関係）

(略)

様式第12号（13関係）

(略)

様式第13号（14関係）

(略)

(1) 保険税を滞納していること及びそれに対する措置を明記した国民健康保険税納付相談通知書（様式第2号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に関する届（様式第3号）及び特別の事情に関する届（様式第4号）を送付する。

(2)・(3) [略]

(4) 様式第3号、様式第4号及び様式第6号の各提出期限は、通知の日から10日以内とする。

様式第7号（7関係）

(略)

様式第8号（7関係）

(略)

様式第11号（11関係）

(略)

様式第12号（13関係）

(略)

様式第13号（14関係）

(略)

(東彼杵町要介護認定者に係る障害者控除対象者に準ずる認定要綱の一部改正)

第20条 東彼杵町要介護認定者に係る障害者控除対象者に準ずる認定要綱(平成24年要綱第124号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第3号</u> (略)	<u>様式第3号</u> (略)



(東彼杵町フッ化物洗口推進協議会設置要綱の一部改正)

第21条 東彼杵町フッ化物洗口推進協議会設置要綱(平成27年告示第14号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(会議)</p> <p>第6条 会議は必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局を<u>こども健康課</u>に置く。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 会議は必要に応じて会長が召集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局を健康ほけん課に置く。</p>

(東彼杵町子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第22条 東彼杵町子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱(平成29年告示第80号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 町は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号_ )第59条に基づく子ども・子育て支援事業を推進するため、町内特定教育・保育施設又は町内特定地域型保育事業者(以下「補助事業者」という。)が行う、東彼杵町子ども・子育て支援計画に基づいて実施される事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象経費及び補助額)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費は別表第1の対象経費の欄に掲げる経費とする。</p> <p>2 前項の経費に対する補助金の額は、別表第1の基準額の欄に掲げる額を限度とする。ただし、町長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>別記第1号様式(第5条関係) (略)</p> <p>別記第2号様式(第5条関係) (略)</p>	<p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 町は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条に基づく子ども・子育て支援事業を推進するため、町内特定教育・保育施設又は町内特定地域型保育事業者(以下「補助事業者」という。)が行う、東彼杵町子ども・子育て支援計画に基づいて実施される事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象経費及び補助額)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費は別表 の対象経費の欄に掲げる経費とする。</p> <p>2 前項の経費に対する補助金の額は、別表 の基準額の欄に掲げる額を限度とする。ただし、町長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>別記第1号様式(第5条関係) (略)</p> <p>別記第2号様式(第5条関係) (略)</p>

(東彼杵町保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第23条 東彼杵町保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年告示第82号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費等)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は別表第1の対象経費の欄に掲げる経費とする。</p> <p>2 前項の経費に対する補助金の額は、別表第1の基準額の欄に掲げる額を限度とする。ただし、町長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p><u>別記第1号様式（第5条関係）</u> (略)</p> <p><u>別記第2号様式（第5条関係）</u> (略)</p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は別表 の対象経費の欄に掲げる経費とする。</p> <p>2 前項の経費に対する補助金の額は、別表  の基準額の欄に掲げる額を限度とする。ただし、町長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p><u>別記第1号様式（第5条関係）</u> (略)</p> <p><u>別記第2号様式（第5条関係）</u> (略)</p>

(東彼杵町放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部改正)

第24条 東彼杵町放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（平成29年告示第122号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記第1号様式（第5条関係） （略） 別記第2号様式（第5条関係） （略）	別記第1号様式（第5条関係） （略） 別記第2号様式（第5条関係） （略）

(東彼杵町保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第25条 東彼杵町保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（令和元年告示第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第4号（第9条関係）</u> (略)	<u>様式第4号（第9条関係）</u> (略)

(東彼杵町新庁舎整備検討委員会設置要綱の一部改正)

第26条 東彼杵町新庁舎整備検討委員会設置要綱（令和元年告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(幹事会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には総務課総務係長、副会長には税財政課財政管財係長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>総務課総務係長及び防災交通係長 税財政課財政管財係長                  建設課建設係長及び管理係長 ことも健康課健康増進係長                  長寿ほけん課ほけん年金係長 町民課課長補佐及び社会福祉係長                  会計課会計係長 総務課企画係長及び情報政策係長                  産業振興課農林水産係長及び商工観光係長</p> <p>ただし、同一の係に係長が2名以上在籍するときは、上席にあるもの。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には総務課総務係長、副会長には税財政課財政係長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>総務課総務係長及び防災交通係長 税財政課財政係長及び管財契約係長 建設課建設係長及び管理係長 健康ほけん課健康推進係長及び高齢者支援係長 町民課課長補佐及び福祉係長                  会計課会計係長 まちづくり課企画係長及び商工観光係長                  農林水産課農林水産係長2名</p> <p>ただし、同一の係に係長が2名以上在籍するときは、上席にあるもの。</p>

(東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業補助金実施要綱の一部改正)

第27条 東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業補助金実施要綱(令和元年告示第77号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表	別表	別表	別表
基準額	基準額	基準額	基準額
1事業当り 年額50万円以内	1事業当り 年額50万円以内	1事業当り 年額50万円以内	1事業当り 年額50万円以内
対象経費	対象経費	対象経費	対象経費
放課後児童クラブ等における放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコン、及びその周辺機器やソフトウェア等(ICT機器)を導入するための経費(環境設定の経費含む)及びその消費税。 【ICT機器の例】タブレット端末、パソコン、プリンタ、バーコードリーダー、アクセスポイント、ソフトウェアなど	放課後児童クラブ等における放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコン、及びその周辺機器やソフトウェア等(ICT機器)を導入するための経費(環境設定の経費含む)及びその消費税。 【ICT機器の例】タブレット端末、パソコン、プリンタ、バーコードリーダー、アクセスポイント、ソフトウェアなど	放課後児童クラブ等における放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコン、及びその周辺機器やソフトウェア等(ICT機器)を導入するための経費(環境設定の経費含む)及びその消費税。 【ICT機器の例】タブレット端末、パソコン、プリンタ、バーコードリーダー、アクセスポイント、ソフトウェアなど	放課後児童クラブ等における放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコン、及びその周辺機器やソフトウェア等(ICT機器)を導入するための経費(環境設定の経費含む)及びその消費税。 【ICT機器の例】タブレット端末、パソコン、プリンタ、バーコードリーダー、アクセスポイント、ソフトウェアなど
別記第1号様式(第5条関係)(略)	別記第1号様式(第5条関係)(略)	別記第1号様式(第5条関係)(略)	別記第1号様式(第5条関係)(略)
別記第2号様式(第5条関係)(略)	別記第2号様式(第5条関係)(略)	別記第2号様式(第5条関係)(略)	別記第2号様式(第5条関係)(略)
別記第3号様式(第6条関係)(略)	別記第3号様式(第6条関係)(略)	別記第3号様式(第6条関係)(略)	別記第3号様式(第6条関係)(略)

(東彼杵町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の一部改正)

第28条 東彼杵町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和2年告示第140号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6 東彼杵町役場 <u>こども健康課内</u></p> <p>(職員の配置)</p> <p>第4条 センターには、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師等を配置し、その指揮命令者は、<u>こども健康課長</u>とする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6 東彼杵町役場 <u>健康ほけん課内</u></p> <p>(職員の配置)</p> <p>第4条 センターには、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師等を配置し、その指揮命令者は、<u>健康ほけん課長</u>とする。</p>



(東彼杵町休日保育利用登録実施要綱の一部改正)

第29条 東彼杵町休日保育利用登録実施要綱(令和2年告示第150号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2号様式(第6条関係) (略) 第5号様式(第11条関係) (略)	第2号様式(第6条関係) (略) 第5号様式(第11条関係) (略)

(年金被保険者情報を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領の一部改正)  
第30条 年金被保険者情報を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領(令和3年告示第111号)の一部を

次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第1号(第4条関係)</u> (略)	<u>様式第1号(第4条関係)</u> (略)
<u>様式第2号(第4条関係)</u> (略)	<u>様式第2号(第4条関係)</u> (略)

(東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等補助金交付要綱の一部改正)

第31条 東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等補助金交付要綱(令和3年告示第121号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第2号(第7条関係)</u> (略)	<u>様式第2号(第7条関係)</u> (略)
<u>様式第3号(第8条関係)</u> (略)	<u>様式第3号(第8条関係)</u> (略)
<u>様式第4号(第8条関係)</u> (略)	<u>様式第4号(第8条関係)</u> (略)
<u>様式第6号(第10条関係)</u> (略)	<u>様式第6号(第10条関係)</u> (略)
<u>様式第7号(第11条関係)</u> (略)	<u>様式第7号(第11条関係)</u> (略)

(新様式：改正案2ページ)  
(東彼杵町高齢者・障害者住宅改造助成事業補助金交付要綱の一部改正)

様式第4号

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者 住所 東彼杵町 郷 番地  
氏名

高齢者・障害者住宅改造助成事業実績報告書

年 月 日付 東彼 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた障害者住宅改造助成事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 完成年月日
- 3 事業実績書

改善工事金額	円		
工事開始年月日	年 月 日	工事終了年月日	年 月 日
工事施行者	住所		
	氏名		
工事内容			
備考			
添付書類	1 工事明細書	2 建築平面図	

(新様式：改正案3ページ)  
(東彼杵町放課後児童対策事業補助金交付要綱の一部改正)

様式第5号(第4条関係)

年度東彼杵町放課後児童対策事業補助金  
計画中止・廃止承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所  
申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり計画を中止・廃止したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(なお、これに伴う補助金 円の減額交付を併せて申請します。)

記

- 1 中止・廃止の内容
- 2 中止・廃止の理由
- 3 中止・廃止予定年月日

以上

様式第 6 号(第 4 条関係)

年度東彼杵放課後児童対策事業補助金  
計画変更承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所  
申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業  
について、下記のとおり事業計画を変更したいので、関係書類を添えて下記のと  
おり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

計画変更申請額	既交付決定額	追加交付(返納)額

2 変更の内容(及び補助金の変更の算出基礎)

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 児童名一覧表

以上

(新様式：改正案3ページ)  
(東彼杵町放課後児童対策事業補助金交付要綱の一部改正)

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

東彼杵町長 様

住 所  
法人名  
代表者

年度東彼杵町放課後児童対策事業費  
補 助 金 等 実 績 報 告 書

年 月 日付け東彼子第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 年度  
東彼杵町放課後対策事業補助金に係る事業が完了しましたので、交付要綱第5条の  
規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の交付決定額 円  
精算額 円
- 2 補助事業の実施期間 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 3 補助事業の成果
- 4 添付書類
  - (1) 収支決算書
  - (2) 児童名一覧表
  - (3) 領収書等関係証票(写)

様式第4号(第8条関係)

東彼福第 号

## 重度障害者等住宅改修費給付却下通知書

(元号) 年 月 日

様

東彼杵町長 印

(却下の理由)

(元号) 年 月 日に申請がありました重度障害者等住宅改修費の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

### 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東彼杵町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東彼杵町を被告として（訴訟において東彼杵町を代表する者は東彼杵町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



様式第4号 (第7条関係)

東彼福第 号

## 重度障害者等日常生活用具給付（貸与）却下通知書

(元号) 年 月 日

様

東彼杵町長



(却下の理由)

(元号) 年 月 日に申請がありました重度障害者等日常生活用具の給付（貸与）につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、東彼杵町を被告として（訴訟において東彼杵町を代表する者は東彼杵町長となります。）提起することができます。(なお、決定があったことを知ってから6ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第2号 (第4条関係)

## 東彼杵町障害者等日中一時支援事業指定書

東彼福第 号  
(元号) 年 月 日

事業者 様

東彼杵町長 

(元号) 年 月 日付けで申請があった、東彼杵町障害者等日中一時支援事業の指定について、東彼杵町障害者等日中一時支援事業実施要綱第4条第2項の規定により指定することとしたので通知します。

事業者登録番号	
フリガナ	
事業所名称	
事業所所在地	(〒 - ) 電話 FAX
フリガナ	
事業所代表者の 役職・氏名	

様式第4号 (第4条関係)

## 東彼杵町障害者等日中一時支援事業変更承認書

東彼福第 号  
(元号) 年 月 日

事業者 様

東彼杵町長 印

(元号) 年 月 日付けで変更申請があった、東彼杵町障害者等日中一時支援事業の指定について、東彼杵町障害者等日中一時支援事業実施要綱第4条第3項の規定により下記のとおり変更を承認することとしたので通知します。

記

変更を承認する事項

(元号) 年 月 日付けで提出された変更申請書記載事項のとおり

様式第2号(第5条関係)

## 東彼杵町障害者更生訓練費支給決定(却下)通知書

東彼福第 号  
(元号) 年 月 日

様

東彼杵町長 印

東彼杵町障害者更生訓練費支給要綱第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり(元号)  
年 月分の更生訓練費の支給を決定(却下)したので通知します。

### 1 決定

更生訓練費支給額 金 円

内訳

訓練のための経費 円

通所のための経費 円

### 2 却下

理由

様式第4号 (第7条関係)

東彼福第 号  
(元号) 年 月 日

(住所)

様

東彼杵町長



## 身体障害者自動車運転免許取得費助成決定通知書

さきに申請がありました身体障害者自動車運転免許取得費助成については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成決定額 円
- 2 交付の決定内容  
この助成の交付対象となる事業及びその内容は、(元号) 年 月 日付け身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書記載のとおりとする。
- 3 交付の条件
  - (1) この助成の対象となる事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿並びに証拠書類を5年間備えておくこと。
  - (2) この事業に係る事業実績報告書は、自動車運転免許を取得した日より30日以内に提出すること。

様式第5号 (第7条関係)

東彼福第 号  
(元号) 年 月 日

(住所)

様

東彼杵町長



## 身体障害者自動車免許取得費助成却下通知書

さきに申請がありました身体障害者自動車免許取得費助成については、下記のとおり却下としたので通知します。

記

却下理由

---

---

---

---

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東彼杵町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東彼杵町を被告として（訴訟において東彼杵町を代表する者は東彼杵町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第2号(第7条関係)

東彼福第 (元号) 年 月 号 日	
(住所)	
様	
東彼杵町長 印	
<b>身体障害者用自動車改造費助成決定通知書</b>	
さきに申請がありました身体障害者用自動車改造費助成については、次のとおり決定したので通知します。	
改造の箇所及び 改造の概要	
改造を行う業者	
助成予定金額	円

様式第3号(第7条関係)

東彼福第 号  
(元号) 年 月 日

(住所)

様

東彼杵町長

印

### 身体障害者用自動車改造費助成却下通知書

さきに申請がありました身体障害者用自動車改造費助成については、下記のとおり却下としたので通知します。

記

却下理由

---

---

---

---

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東彼杵町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東彼杵町を被告として（訴訟において東彼杵町を代表する者は東彼杵町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



(新様式：改正案 20 ページ)

(東彼杵町社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減措置補助金交付事業実施要綱の一部改正)

様式第9号(第18条関係)

年度社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額  
軽減措置補助金実績報告書

年 月 日

東彼杵町長 様

住所  
申請者  
名称

年 月 日付け 東彼介第 号をもって補助金の交付決定の通知  
を受けた 年度社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減措置  
補助金に係る事業が完了しましたので、関係書類を添え、次のとおり報告します。

- |   |            |   |   |   |   |
|---|------------|---|---|---|---|
| 1 | 補助事業の交付決定額 |   |   |   | 円 |
|   | 精算額        |   |   |   | 円 |
| 2 | 補助事業の実施期間  | 自 | 年 | 月 | 日 |
|   |            | 至 | 年 | 月 | 日 |

(添付書類)

- 1 補助金精算額内訳書
- 2 資金収支予算内訳表抄本(社会福祉法人会計基準第2号-2様式)  
※「経常活動による収支」部分

(新様式：改正案22ページ)  
(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等事務取扱要  
領の一部改正)

様式第7号(7関係)

国民健康保険被保険者証返還通知書

様

あなたの滞納保険税については、これまで再三にわたり督促、催告等により納付をお願いしてまいりましたが、いまだに納付されておられません。

このことについて、先日「弁明書」を提出していただくようお願いいたしましたが、期日までに提出がありませんでした。(弁明に妥当性はないと判断します。)

したがって、国民健康保険法第9条第3項の規定により、下記のとおり被保険者証の返還を求めます。なお、期日までに返還がなければ条例で定める10万円以下の過料が科せられます。

年 月 日

東彼杵町長



記

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 返 還 期 日     | 年 月 日(曜日)   |
| 2 | 場 所         | 東彼杵町役場 課 係<br>(御来庁のときは、被保険者証及び本書を御持参ください。)        |
| 3 | 理 由         | 特別の事情等がないのに保険税を滞納しているため                           |
| 4 | 返 還 後 の 措 置 | 被保険者資格証明書を交付します(医療機関等の窓口で医療費は、いったん全額を支払うこととなります。) |

(新様式：改正案22ページ)

(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等事務取扱要領の一部改正)

様式第8号(7関係)

第 号  
年 月 日

様

東彼杵町長

印

### 国民健康保険被保険者資格証明書の交付について

あなたの世帯については、これまで再三にわたり保険税の納付についてお願いしてまいりましたが、応じていただいております。

よって、被保険者資格証明書を交付いたします。

なお、被保険者資格証明書の取扱いについては、下記のとおりです。

#### 記

#### 1 被保険者証の交付

滞納している保険税を完納したとき、若しくは納付相談・指導において取り決めた保険税納付方法を誠意をもって履行しているとき、又は納付できない特別の事情が生じたと認められるとき(届が必要)は、世帯主に対し、改めて被保険者証を交付します。また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の受給者になったとき(届が必要)は、世帯主に対し、別にその者に係る被保険者証を交付します。

#### 2 被保険者資格証明書の提示

診療を受けるときは、医療機関等の窓口で被保険者資格証明書を提示してください。

#### 3 医療費の取扱い

医療費は、医療機関等の窓口でいったん全額を自費で支払い、後で町に対し、一部負担金を除いた額の払戻しを特別療養費として申請していただいた上で、支給額の一部又は全部を滞納保険税に充当していただくことになります。

#### 4 今後の保険税の取扱い

国民健康保険は、加入者の方々の保険税で運営される相互扶助の制度です。被保険者資格証明書をお持ちの方も、保険税は必ず納付しなければなりませんので、御協力をよろしくお願いします。

#### ◎ 問い合わせ先

東彼杵町役場

課

係

TEL

(新様式：改正案22ページ)  
(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等事務取扱要領の一部改正)

様式第11号(11関係)

第 号  
年 月 日

様

東彼杵町長



国民健康保険被保険者資格証明書の更新について(通知)

あなたの世帯については、特別の事情等がないのに保険税を滞納し、また、納付のお願いにも応じていただけないため、被保険者資格証明書(資格証明書)が交付されています。

資格証明書の更新を行うことを大変残念に思いますが、現在お持ちの資格証明書は 月 日で有効期限が切れますので、新しい資格証明書を交付します。

しがたって、 月 日以降、医療機関等で受診される場合には、新しい資格証明書を御使用ください。

国民健康保険は、加入者の方々の保険税で運用される相互扶助の制度であることを御理解いただき、納付に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、滞納保険税を納付されたときは、被保険者証に切り替えます。また、特別の事情等により滞納保険税を一度に納付できない場合は納付相談に応じますので、至急御連絡ください。

また、被保険者資格証明書の取扱いについては、下記のとおりです。

記

1 被保険者証の交付

滞納している保険税を完納したとき、若しくは納付相談・指導において取り決めた保険税納付方法を誠意をもって履行しているとき、又は納付できない特別の事情が生じたと認められるとき(届が必要)は、世帯主に対し、改めて被保険者証を交付します。また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の受給者になったとき(届が必要)は、世帯主に対し、別にその者に係る被保険者証を交付します。

2 被保険者証資格証明書の提示

診療を受けるときは、医療機関等の窓口で被保険者資格証明書を提示してください。

3 医療費の取扱い

医療費は、医療機関等の窓口でいったん全額を自費で支払い、後で国保に対し、一部負担金を除いた額の払戻しを特別療養費として申請していただくこととなりますが、支給額の一部又は全部を滞納保険税に充当していただくこととなります。

◎ 問い合わせ先

東彼杵町役場

課 係

TEL

(新様式：改正案22ページ)

(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等事務取扱要領の一部改正)

様式第12号(13関係)

第 号  
年 月 日

様

東彼杵町長



国民健康保険保険給付の支払の一時差止めについて

国民健康保険法第63条の2の規定により、保険給付の支払を一時差し止めます。

したがって、 年 月 日申請(請求)のあった につ  
いては、その支払を一時差し止めます。なお、支払の一時差止理由及び支払の要件は、下記  
のとおりとなります。

記

- 1 理由 特別の事情がないのに保険税を滞納しているため
- 2 支払の要件 滞納している保険税を完納したとき、若しくは納付相談・指導におい  
て取り決めた保険税納付方法を誠意をもって履行しているとき、又は納  
付できない特別の事情等が生じたと認められるとき(届が必要)に、保険  
給付の支払を行います。

◎ 納付できない特別の事情等があるときは、別添「様式第4号」を提出してください。

問い合わせ先

東彼杵町役場

課

係

TEL

(新様式：改正案22ページ)

(東彼杵町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付の差止め等事務取扱要領の一部改正)

様式第13号(14関係)

第 号  
年 月 日

様

東彼杵町長

印

国民健康保険保険給付額からの滞納保険税額の控除について

国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、保険給付の支払一時差止め分から、滞納保険税額を控除します。

したがって、現在差し止められている

年	月	日申請分の	円
年	月	日申請分の	円
年	月	日申請分の	円
合	計		円

から、滞納保険税額

年	第	期分	円
年	第	期分	円
年	第	期分	円
合	計		円

が控除されることとなります。なお、保険給付額からの滞納保険税額控除の理由は、下記のとおりとなります。

記

- 理由 特別の事情がないのに保険税を滞納しているため
- 控除を取りやめ、保険給付が支払われる要件

滞納している保険税を完納したとき、若しくは納付相談・指導において取り決めた保険税納付方法を誠意をもって履行しているとき、又は納付できない特別の事情等が生じたと認められるとき(届が必要)に、国民健康保険からの支払を行います。

◎納付できない特別の事情等があるときは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

東彼杵町役場

課 Tel

又は

東彼杵町役場

課 係 Tel

様式第3号

東彼杵町障害者控除対象者非該当通知書

年 月 日

様

東彼杵町長 印

年 月 日付で、申請されました障害者控除対象者認定について、審査の結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

対象者 氏 名	
対象者 生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
果	非 該 当
<u>理 由</u> 要介護認定者に係る障害者控除対象者に準ずる認定要綱の認定基準に基づき審査した結果、障害者又は特別障害者に準ずる認定に該当しないと認められたため。	
<u>問い合わせ先</u> 東彼杵町役場 課 係 〒859-3808 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6 電話	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東彼杵町を被告として（訴訟において東彼杵町を代表する者は東彼杵町長となります。）、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（1）審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。  
（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(新様式：改正案 25 ページ)

(東彼杵町子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

別記第1号様式(第5条関係)

年度東彼杵町子ども・子育て支援事業費補助金  
(〇〇事業)計画変更承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業  
について、下記のとおり事業計画を変更したいので、関係書類を添えて下記のと  
おり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

計画変更申請額	既交付決定額	追加交付(返納)額

2 変更の内容(及び補助金の変更の算出基礎)

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書

以上



(新様式：改正案 25 ページ)

(東彼杵町子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

別記第2号様式(第5条関係)

年度東彼杵町子ども・子育て支援事業費補助金  
(〇〇事業)計画中止・廃止承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり計画を中止・廃止したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(なお、これに伴う補助金 円の減額交付を併せて申請します。)

記

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

3 中止・廃止予定年月日

以上

(新様式：改正案 26 ページ)

(東彼杵町保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

別記第1号様式(第5条関係)

年度東彼杵町保育対策総合支援事業費補助金  
計画変更承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業  
について、下記のとおり事業計画を変更したいので、関係書類を添えて下記のと  
おり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

計画変更申請額	既交付決定額	追加交付(返納)額

2 変更の内容(及び補助金の変更の算出基礎)

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書

以上

年度東彼杵町保育対策総合支援事業費補助金  
計画中止・廃止承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所  
申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり計画を中止・廃止したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(なお、これに伴う補助金 円の減額交付を併せて申請します。)

記

- 1 中止・廃止の内容
- 2 中止・廃止の理由
- 3 中止・廃止予定年月日

以上

(新様式：改正案 27 ページ)  
(東彼杵町放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部改正)

別記第 1 号様式(第 5 条関係)

年度東彼杵町放課後児童健全育成事業費補助金  
計画変更承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所  
申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業  
について、下記のとおり事業計画を変更したいので、関係書類を添えて下記のと  
おり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

計画変更申請額	既交付決定額	追加交付(返納)額

2 変更の内容(及び補助金の変更の算出基礎)

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書

以上

(新様式：改正案 27 ページ)  
(東彼杵町放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部改正)

別記第 2 号様式(第 5 条関係)

年度東彼杵町放課後児童健全育成事業費補助金  
計画中止・廃止承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所  
申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり計画を中止・廃止したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(なお、これに伴う補助金 円の減額交付を併せて申請します。)

記

- 1 中止・廃止の内容
- 2 中止・廃止の理由
- 3 中止・廃止予定年月日

以上

(新様式：改正案 28 ページ)

(東彼杵町保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部改正)

様式第 4 号(第 9 条関係)

年度東彼杵町保育士宿舎借り上げ支援事業補助金  
交付変更申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業  
について、下記のとおり事業計画を変更したいので、関係書類を添えて下記のと  
おり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

変更後の申請額	既交付決定額	追加交付（返納）額

2 変更の内容

- (1) 補助対象となる保育士等・施設の追加 (氏名 )
- (2) 補助対象となる施設の契約更新 (氏名 )
- (3) 補助対象となる保育士等の退職 (氏名 )
- (4) 補助対象となる保育士等の転居 (氏名 )

3 添付書類

- (1) 交付申請額が変更となる積算根拠書類
- (2) 収支計画書

以上

(新様式：改正案 30 ページ)

(東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業補助金実施要綱の一部改正)  
別記第 1 号様式(第 5 条関係)

年度東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業  
補助金計画変更承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所  
申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業  
について、下記のとおり事業計画を変更したいので、関係書類を添えて下記のと  
おり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

計画変更申請額	既交付決定額	追加交付（返納）額

2 変更の内容(及び補助金の変更の算出基礎)

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書

以上

(新様式：改正案 30 ページ)

(東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業補助金実施要綱の一部改正)  
別記第 2 号様式(第 5 条関係)

年度東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業  
補助金計画中止・廃止承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所  
申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり計画を中止・廃止したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(なお、これに伴う補助金 円の減額交付を併せて申請します。)

記

- 1 中止・廃止の内容
- 2 中止・廃止の理由
- 3 中止・廃止予定年月日

以上



(新様式：改正案 30 ページ)

(東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業補助金実施要綱の一部改正)  
別記第 3 号様式(第 6 条関係)

東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業  
補助金概算払請求書

年 月 日

(請求先) 東彼杵町長

(請求者)

所在地		
団体名		
代表者名		
連絡先	担当者名	
	電 話 F A X	
	E - メール	

東彼杵町補助金等交付規則第 18 条及び東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

請求金額	金	円也
------	---	----

ただし、 年度東彼杵町放課後児童クラブ等環境改善整備促進事業  
補助金概算払として(第 回)

事業名			
補助金等 算出基礎	交付決定額	円	
	既受領済額	円	
	概算(前金) 払請求額	円	
振込先	金融機関	銀行・組合 信金・農協	本店 支店 支所
	預金の種類	1 普通      2 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

(注) 請求金額の訂正は、訂正印の押印があっても不可ですので、別の用紙に書き直してください。

第 2 号様式 (第 6 条関係)

東彼子第 号  
年 月 日

申請者 様

東彼杵町長

## 休日保育利用登録決定 (不許可) 通知書

下記のとおり、登録しました (登録しません) ので通知いたします。

保護者	氏名			
	保育必要事由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	氏名			
	保育必要事由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
児童	氏名	年齢	入所中の園	
		歳		
		歳		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

### 注意事項

- この通知書は、休日保育を利用する際に施設へ提示してください。
- 上記の内容に変更があった場合は、ただちに東彼杵町こども健康課子育て支援係へ届出てください。
- 上記期間を超えての利用はできません。期間以降も利用を希望される場合は、再度申請が必要です。

第 5 号様式 (第 11 条関係)

東彼子第 号  
年 月 日

様

東彼杵町長

### 休日保育利用登録解除通知書

下記のとおり、利用登録を解除したので通知します。

保護者	氏名	
	氏名	
児童	氏名	
適用日	年 月 日	

(新様式：改正案 33 ページ)

(年金被保険者情報を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領の一部改正)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

東彼保第 号  
年 月 日

(世帯主)

様

東彼杵町長

東彼杵町国民健康保険資格喪失届出勧奨通知書

様の東彼杵町国民健康保険の資格について、調査の結果、 年  
月頃から社会保険に加入されているものと思われます。国民健康保険から社会保険等へ移  
行された際は、加入から 14 日以内に資格喪失届が必要となりますが、いまだ届出がなされ  
ていない状況です。

つきましては、下記により資格喪失の届出をしていただくよう通知いたします。

記

1. 届出に必要なもの

- (1) 身分証明証
- (2) 国民健康保険者証 (社会保険等加入者全員分)
- (3) 社会保険等の保険証 (社会保険等加入者全員分、コピー可)

2. 届出先

東彼杵町役場 課 係

3. 提出期限

年 月 日 ( ) までに届出ください。

(新様式：改正案 33 ページ)

(年金被保険者情報を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理  
要領の一部改正)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

東彼保第 号  
年 月 日

(世帯主)

様

東彼杵町長

東彼杵町国民健康保険資格喪失届出再勧奨通知書

様の東彼杵町国民健康保険の資格について、調査の結果、 年  
月頃から社会保険に加入されているものと思われます。国民健康保険から社会保険等へ移  
行された際は、加入から 14 日以内に資格喪失届が必要となりますが、いまだ届出がなされ  
ていない状況です。

つきましては、下記により資格喪失の届出をしていただくよう通知いたします。

記

1. 届出に必要なもの

- (1) 身分証明証 (届出に来られる方のもの)
- (2) 国民健康保険者証 (社会保険等加入者全員分)
- (3) 社会保険等の保険証 (社会保険等加入者全員分、コピー可)

2. 届出先

東彼杵町役場 課 係

3. 提出期限

年 月 日 ( ) までに届出ください。

なお、期限までに提出がない場合、職権により国民健康保険の資格喪失の処理を行う  
場合があります。

また、雇用主又は保険者に対して健康保険の加入状況等を照会する場合があります。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

東彼子第 号  
年 月 日

様

東彼杵町長

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった下記補助金等については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定の内容
- 4 交付条件
  - ・ 交付要綱に掲げる補助の条件を遵守すること。
  - ・ 事業が完了した場合は、完了後 30 日を経過した日又は 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

(新様式：改正案 34 ページ)

(東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等補助金交付要綱の一部改正)  
様式第 3 号 (第 8 条関係)

年度東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等  
計画変更承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

計画変更申請額	既交付決定額	追加交付(返納)額
円	円	円

2 変更の内容(及び補助金の変更の算出基礎)

別紙のとおり

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書

(新様式：改正案 34 ページ)

(東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等補助金交付要綱の一部改正)  
様式第 4 号 (第 8 条関係)

年度東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等  
補助金計画中止・廃止承認申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付、東彼子第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり計画を中止・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。  
(なお、これに伴う補助金 円の減額交付を併せて申請します。)

記

- 1 中止・廃止の内容
- 2 中止・廃止の理由
- 3 中止・廃止予定年月日



(新様式：改正案 34 ページ)

(東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等補助金交付要綱の一部改正)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

年度東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等  
事業報告書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

年 月 日付 東彼子第 号で交付決定のあった下記補助事業等について、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日～ 年 月 日迄
- 4 補助事業の経過又は成果を証する書類等 別添のとおり
- 5 収支精算書

[注] 収支精算については、収支の確認できる証憑を添付すること。

収支精算書

(1) 収入の部

区分	精算額	予算額	差引増減額	摘要
補助金	円	円	円	

(2) 支出の部

区分	精算額	予算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

(3)

区分	補助金 交付決定額	精算事業費総額	精算補助金	概算払受領総額	差引補助金 未受領(返納)額	備考

様式第 7 号 (第 11 条関係)

東彼子第 号  
年 月 日

様

東彼杵町長

年度東彼杵町新型コロナウイルス感染拡大防止事業等  
交付額確定通知書

年 月 日付 東彼子第 号で交付決定をした下記補助金等については、その額を次のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業等の名称

2 交付確定額 円



≪町使用欄≫

滞納	記入者確認	支払開始診療月
有 ・ 無	<input type="checkbox"/> 運転免許証	月診療分
※有の場合 受領委任提出□	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ( )	

入力確認	入 力	受 付